

1 社随意契約する理由

業 務 名	集排相第 1 号 相川処理場ほか非常通報装置更新工事
1 社随意契約する理由	<p>村上市財務規則第 1 3 3 条第 3 項第 2 号の規定による (目的・性格)</p> <p>本件は、相川処理場ほかにおいて稼働中の非常通報装置更新工事である。</p> <p>既設非常通報装置は緑水工業株式会社製のものであり、I S D N 回線を介して状態監視を行っているが、令和 6 年 1 月末をもって回線利用が終了するため、期限までに次世代通信方式に対応した通報端末への更新を計画的に行う必要がある。</p> <p>今回更新する非常通報装置は本市の下水処理施設維持管理を行っている緑水工業株式会社製の非常通報装置である。当装置は既に村上・朝日・山北地区の下水処理施設へ導入されており、次世代通信方式に対応済みの機器である。</p> <p>本件は開発導入業者である緑水工業(株)以外は履行することが不可能であるため 1 社随意契約したい</p>
随意契約の相手方	長岡市高見町 3 0 6 3 番地 1 緑水工業 株式会社 代表取締役 秋山 敦